

# 官報

号外 昭和三十三年四月十日

## ○第二十六回 参議院會議録第二十五号

昭和三十三年四月十日(水曜日)午前十一時四十分開議

議事日程 第二十四号

昭和三十三年四月十日

午前十時開議

第一 雇用審議会設置法案(内閣提出、衆議院回付)

第二 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第四 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

小柳 牧衛君

大蔵委員

小瀧 彬君

同

野田 俊作君

同

市川 房枝君

文教委員

田中 茂穂君

同

有馬 英二君

同

山本 経勝君

同

早川 慎一君

社会労働委員

大野木秀次郎君

同

安部 清美君

同

常岡 一郎君

運輸委員

成田 一郎君

同

鮎川 義介君

通信委員

前田 久吉君

予算委員

下條 康麿君

議院運営委員

土田国太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

成田 一郎君

大蔵委員

田中 茂穂君

同

前田 久吉君

同

鮎川 義介君

文教委員

大野木秀次郎君

同

小瀧 彬君

同

安部 清美君

同

常岡 一郎君

社会労働委員

有馬 英二君

同

山本 経勝君

同

早川 慎一君

運輸委員

小柳 牧衛君

同

市川 房枝君

通信委員

野田 俊作君

予算委員

土田国太郎君

議院運営委員

田中 茂穂君

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を商工委員会に付託した。

中小企業団体系案

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を商工委員会に付託した。

中小企業組織法案(水谷長三郎君外二十三名提出)

中小企業の産業分野の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出)

中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出)

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

社会福祉事業等の施設に関する措置法案

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

公衆衛生修学資金貸与法案

結核予防法の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

鈴木 万平君

同

青柳 秀夫君

同 成田 一郎君

同 千田 正君

同 岩間 正男君

同 小瀧 彬君

同 有馬 英二君

同 吉江 勝保君

同 柴谷 要君

同 横川 正市君

同 白木義一郎君

同 森田 豊壽君

同 小柳 牧衛君

同 木下 友敬君

同 野坂 参三君

同 藤原 道子君

同 藤原 道子君

同 吉江 勝保君

同 森田 豊壽君

同 小柳 牧衛君

同 白木義一郎君

同 野坂 参三君

同 有馬 英二君

同 小瀧 彬君

同 鈴木 万平君

同 木下 友敬君

同 藤原 道子君

同 千田 正君

昭和三十三年四月十日 参議院會議録第二十五号 會議 議員の請假 雇用審議会設置法案 捕獲審檢所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案

商工委員 青柳 秀夫君  
運輸委員 成田 一郎君

同 柴谷 要君  
同 岩間 正男君  
通信委員 横川 正市君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

文教委員会

理事 有馬 英二君(有馬英二君の補欠)

同 常岡 一郎君(常岡一郎君の補欠)

運輸委員会

理事 大倉 精一君(大倉精一君の補欠)

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

土地改良法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国有財産特殊整理資金特別会計法案

案 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めの件

同日衆議院から左の内閣提出案が回付された。

雇用審議会設置法案

同日委員長から左の報告書を提出した。

捕獲審檢所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

国家公務員等退職手当暫定措置法案の一部を改正する法律案可決報告書

公衆電気通信法の一部を改正する法律案可決報告書

一昨八日議員から左の質問主意書を提出した。

入丈島中ノ郷における強制土地買収に関する質問主意書(鈴木一君提出)

昨日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員片岡文重君提出朝鮮並びに台湾出身の傷痍軍人及び軍属に関する質問に対する答弁書

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

公衆衛生修学資金貸与法案

結核予防法の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公衆衛生修学資金貸与法案

結核予防法の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。  
この際、お諮りいたします。佐多忠隆君、曾益君から、いずれも海外旅行のため十六日間、請假の申し出がございまして、いずれも許可することに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつていずれも許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、雇用審議会設置法案(内閣提出、衆議院回付)を議題といたします。

雇用審議会設置法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、捕獲審檢所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 日程第三、土地改良法の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は、衆議院の修正に同意することに決しました。

よつて国会法第八十三条により回付する。  
昭和三十三年四月九日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 松野鶴平殿

附則  
1 この法律は、公布の日  
一日から施行する。  
2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のとおり改正する。

第十五条第一項の表中  
失業対策審議会  
失業及び雇用問題に関する総合的施策についての重要事項を調査審議すること。  
に改める。

雇用審議会  
雇用審議会設置法(昭和三十三年法律第 号)の規定によりその権限に關せしめられた事項を行うこと。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、捕獲審檢所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は、衆議院の修正に同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、土地改良法の一部を改正する法律案

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕



(役員等の給与等の基準)

第四十三條の二十一 公社は、その役員に対して支給する給与及び退職手当の基準を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第五十條から第五十三條までを次のように改める。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の適用関係)

第五十條 公社の職員が引き続きその役員となつた場合は、国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)の適用については、これを退職とみなす。

第五十一條から第五十三條まで削除

(日本電信電話公社法の改正)

第三條 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第四十三條第五号中「役員及び」を削る。

第七十一條の次に次の一條を加える。

(役員等の給与等の基準)

第七十二條の二 公社は、その役員に対して支給する給与及び退職手当の基準を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第七十二條第一項中「役員及び」を削る。

第七十九條から第八十一條までを次のように改める。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の適用関係)

第七十九條 公社の職員が引き続きその役員となつた場合は、国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)の適用については、これを退職とみなす。

第八十條及び第八十一條 削除

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現在に在職する職員のうち、先に職員として在職し、所屬庁の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府又は

日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の事業と同種の事業を行つていたもので政令で定めるものの職員となるため退職し、かつ、その職員としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつた者その他の者で政令で定めるものが、年令五十一年以上で退職した場合には、改正後の第五十條の規定に該当する場合の外、当分の間、政令で定めるところにより、同條の規定による退職手当を支給することができる。

3 この法律の施行の際現に日本専売公社又は日本電信電話公社の役員である者に対しては、この法律の施行の際に退職したもののみならず、改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法の例により退職手当を支給する。

4 改正後の日本専売公社法第三十條の四第五号及び改正後の日本電信電話公社法第四十三條第五号の規定は、この法律の施行の日以後作成する予算について適用する。

5 改正後の日本専売公社法第四十三條の二十二第一項後段の規定は、この法律の施行の日以後最初に作成する予算が実施されるまでは、改正前の日本専売公社法第三十四條の四第五号の規定により昭和三十三年年度の予算で定めた役員及び職員に対して支給する給与の総額から、改正後の日本専売公社法第四十三條の二十一の規定により大蔵大臣の認可を受けて定め

た額を、職員に対して支給する給与の額とみなして適用する。

6 改正後の日本電信電話公社法第七十二條第一項後段の規定は、この法律の施行の日以後最初に作成する予算が実施されるまでは、改正前の日本電信電話公社法第四十三條第五号の規定により昭和三十三年年度の予算で定めた役員及び職員に対して支給する給与の総額から、改正後の日本電信電話公社法第七十一條の二の規定により郵政

大臣の認可を受けて定める役員等の支出の見込額を控除した額を、職員に対して支給する給与の額とみなして適用する。

7 前二項に規定する役員等の給与の基準に基く昭和三十三年年度の支出の見込額は、大蔵大臣又は郵政大臣が、改正後の日本専売公社法第四十三條の二十一又は改正後の日本電信電話公社法第七十一條の二の規定によりその基準を認可する際に定める。

〔亀田得治君登壇、拍手〕

○亀田得治君 たいま議題となりました国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、二十五年以上勤続した国家公務員等の退職手当についてであります。現在、国家公務員等に支給される退職手当の最高率は、定員の減少または組織の改廃その

の減少または組織の改廃その

他これらに準ずる事由により過員または廃職を生ずることにより退職した場合にはのみ適用されることとなつておるのでありますが、今般、諸般の情勢を考慮して、勤続期間二十五年以上にあたる長期勤続者が事務の都合により勅奨を受けて退職する等の場合にも、整理退職と同じ割増率の退職手当を支給することができるといたしてあります。

その第二点は、日本専売公社及び日本電信電話公社の役員を、本法の適用から除外しよとするものであります。昨年、日本国有鉄道法の一部改正法が施行せられ、同公社の役員は、国家公務員等退職手当暫定措置法の適用から除外せられ、その者に対する退職手当については、運輸大臣の承認を受けて定めることとなりましたので、今回、日本専売公社、日本電信電話公社の役員に対しても、これにならつた措置を行うこととし、国家公務員等退職手当暫定措置法から適用除外するとともに、あわせて日本専売公社及び日本電信電話公社法の一部について必要な改正を加えることといたしてあります。

内閣委員会は、前後三回委員会を開き、この間、松浦国務大臣及び関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その審議において、国家公務員の退職手当暫定措置法と退職年金制度との関係、特に、さきに人事院よりなされた退職年金制度の意見の申し出を政府は尊重して実施する考であるか。また、いつその法案を提出する予定であるかとの点、三

公社役員を本法の適用から除外した理由、二十五年以上の長期勤続者が勅奨を受けて退職する場合に、整理退職の場合と同様の率の退職手当を支給する理由と、この勸奨の意義、この改正による退職手当の割増し支給の措置は、将来公務員制度に停年制を設けんとする前提ではないか。また二十五年以上の長期勤続者が、自発的に退職する場合にも、同様の割増措置を講じてはどうか等の諸点のほか、なお、本法律案に關連して、人事院廃止と国家公務員の基本権との関係、公務員制度改革に対する政府の基本構想等の点につきまして、松浦国務大臣及び関係政府委員との間に質疑応答がなされましたが、その詳細は、委員会会議録に譲ります。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論に入りましたところ、別に討論もなく、よつて直ちに、本法律案につき採決いたしましたところ、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長理事手島栄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月三十日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律

公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項ただし書中「する場合」の下に「及び第一号に掲げる附属設備、第三号に掲げる設備又は第四号に規定する設備のうち郵政省令で定める特殊なものについてする場合」を加え、同項に次の二号を加える。

四 単独電話又は共同電話の電話回線に接続する附属機器その他

の附属設備であつて、郵政省令で定めるもの

第五十五条第七項中「第一項第一号の規定による構内交換設備及び内線電話機並びにこれらの附属設備」を「第一項第一号又は第四号の規定による公衆電気通信設備」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 電話設備負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項に次のただし書を加える。

但し、加入者がその附属電話機を設置し又は増設する場合は、この限りでない。

〔手島栄君登壇、拍手〕

○手島栄君 たいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の提案理由及び改正の概要を申し上げますと、公衆電気通信法

四 単独電話又は共同電話の電話回線に接続する附属機器その他

が、昭和二十八年制定施行に伴いまして、構内交換設備等については、日本電信電話公社が直営するほか、加入者においても、自由に建設、保守を行うことを認められることになったのであります。自來、加入者による自営も順調に行われ、また、両者共存の制度によつて、サービスの向上とともに、加入者の利便も増大して参つたという実情にかんがみまして、今回次の二点についても、加入者による自営を認めようというものであります。

その第一点は、単独電話または共同電話の電話回線に接続される附属電話機等であつて、郵政省令で定めるものを設置しようとするもの、

第二点は、現行法においては、構内交換設備等を建設、保守する場合、直営、自営の共同保存は認められていないが、加入者が公社の直営設備を使用している場合に、郵政省令で定める特殊な設備を設置しようとするものであります。

なお、今回自営を認められるものについても、公衆電気通信に支障を及ぼさぬように、従来と同様、工事担任者制度を適用し、また、技術基準も設けることになっております。

通信委員会におきましては、政府及び日本電信電話公社各当局につき、本案の趣旨、現在直営、自営の二本建となつてゐる構内交換設備等の保守状況、両者の責任分界の明確化対策、及び自営の範囲を拡張することは、公衆電気通信法の基本方針に反するものではないか等、詳細にわたり質疑を行い、本案の慎重審議をいたしましたのであります。その詳細は、會議録によつて御承知をお願いいたします。

かくて質疑を終え、討論に入りまして、本委員より、「公衆電気通信法制定の際、電気通信事業の公社直営の原則を破つて、構内交換設備等につき自営を認め、さらに、今回の改正案によつて、その拡大をはかることは遺憾であるが、本件改正実施に当つては、政府並びに公社当局は、技術基準の設定、設備の検査、工事担任者の認定、及び設備の保存者を選定する場合における保守責任者の分界等につき細心の注意を払い、いやくも、自営によつて事業運用に支障を与えることのないよう、万全の措置を講ずべきである」と

の趣旨を述べ、やむを得ず賛成すると発言がありました。

討論を終え、採決いたしましたところ、全会一致をもつて、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十六分散会

○本日の會議に付した案件

- 一、請假の件
- 一、日程第一 雇用審議会設置法案

一、日程第二 捕獲審檢所の檢定の再審査に關する法律の一部を改正する法律案

一、日程第三 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案

一、日程第四 公衆電気通信法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君  
副議長 寺尾 豊君

宮城タマヨ君	中山 福藏君	常岡 一郎君	廣瀬 久忠君	武藤 常介君	川口爲之助君	島村 軍次君	岸 良一君	鹿島守之助君	石井 桂君	伊能繁次郎君	加藤 正人君	堀 末治君	有馬 英二君	若米地英俊君	上林 忠次君	井野 碩哉君	藤野 繁雄君	森田 義衛君	杉山 昌作君	後藤 文夫君	高瀬莊太郎君	石黒 忠篤君	一松 定吉君	鶴見 祐輔君	仲原 善一君	堀本 宜實君	手島 榮君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

柴田 榮君 重政 庸徳君  
高橋 衛君 土田國太郎君  
永野 護君 田中 啓一君  
横川 信夫君 関根 久藏君  
最上 英子君 岩沢 忠恭君  
三浦 義男君 宮田 重文君  
左藤 義隆君 植竹 春彦君  
石原幹市郎君 重宗 雄三君  
平井 太郎君 小林 英三君  
伊能 芳雄君 西田 信一君  
稻浦 鹿藏君 平島 敏夫君  
後藤 義隆君 小西 英雄君  
佐藤清一郎君 宮澤 喜一君  
横山 フク君 青柳 秀夫君  
大谷 榮潤君 寺本 廣作君  
小幡 治和君 郡 祐一君  
西郷吉之助君 小林 武治君  
小山邦太郎君 石坂 豊一君  
下條 康磨君 野村吉三郎君  
笹森 順造君 田中 茂穂君  
大矢 正君 林田 正治君  
中野 文門君 森中 守義君  
北村 暢君 鈴木 強君  
占部 秀男君 山本 經勝君  
岡 三郎君 龜田 得治君  
秋山 長造君 近藤 信一君  
千葉 信君 戸叶 武君

大倉 精一君	竹中 勝男君
田畑 金光君	河合 義一君
田中 一君	野濤 勝君
松本治一郎君	三木 治朗君
東 隆君	市川 房枝君
八木 幸吉君	横川 正市君
長谷部ひろ君	鈴木 壽君
大河原一次君	伊藤 顯道君
北條 鶴八君	天坊 裕彦君
千田 正君	加瀬 完君
阿部 竹松君	安部 清美君
松澤 靖介君	阿具根 登君
相馬 助治君	小酒井義男君
永岡 光治君	松浦 清一君
高田なほ子君	羽生 三七君
佐多 忠隆君	
國務大臣	
郵政大臣	平井 太郎君
政府委員	
大藏政務次官	足立 篤郎君
運輸政務次官	福永 一臣君
捕獲審檢再審査 委員會事務局長	辻 章男君
労働政務次官	伊能 芳雄君

明治三十五年  
三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価	一部	十五円
<small>(但し、郵資賦注二十円) (郵送料表)</small>		
発行所	東京都新宿区市谷本村町一五	
	大蔵省印刷局	
	電話九段四三二二	